

令和 7 年度

茨城県介護予防リハビリ専門職指導者

養成研修実施要項

1.目的

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向け、市町村からの派遣申請に応じ、地域ケア会議や通いの場等の多様な場において、技術的助言等を実施できる者を養成することを目的とする。

2.実施主体

一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会（茨城県より委託）

3.研修内容

令和7年8月24日（日）～令和8年1月18日（日）の期間内で5日間

受講状況は事務局が管理します。一部事由により受講できなかった講義は次年度受講を認められることがあります。

(1) 介護予防推進リーダー

介護予防推進リーダーは、基礎研修（共通）、初期研修（共通）、導入研修、実践研修から構成されます。

分類	受講形式	講義（テーマ）	時間（分）
基礎研修	講義	「異次元」の高齢社会に対応する新しい地域リハの取り組み	60
初期研修	講義演習	介護予防概論	60
	講義演習	介護保険制度について	60
導入研修	講義	総合事業、地域づくりによる介護予防事業、地域リハ活動支援事業について	80
	講義	地域づくりによる介護予防論	60
	講義	介護予防事業に関係する行政・計画・関係団体	30
	講義	認知機能低下予防の関わりの実際	30
	講義	加齢性難聴予防の関わりの実際	30
実践研修	講義	介護予防とシルバーリハビリ体操 シルバーリハビリ体操指導士からの学び	80
	講義	地域リハビリテーション活動支援事業の実際	30

	講義	総合事業の実際	60
	講義演習	市町村における地域支援事業とリハビリ専門職との関わり方	60
	講義	障害者の社会リハビリテーションへの取り組み	60

(2) 地域包括ケア（地域ケア会議）推進リーダー

地域包括ケア推進リーダーは、基礎研修（共通）、初期研修（共通）、導入研修、指定研修（認知症）、実践研修から構成されます。

分類	受講形式	講義（テーマ）	時間（分）
基礎研修	講義	「異次元」の高齢社会に対応する新しい地域リハの取り組み	60
初期研修	講義演習	介護予防概論	60
	講義演習	介護保険制度について	60
導入研修	講義	地域ケア会議とは	40
	講義	地域ケア会議に求められるリハ専門職の役割	60
	講義	地域ケア会議の心構えと実際	30
	講義演習	障害者相談支援の基本的な捉え方	60
	講義	高齢うつ、閉じこもりへの関わりの実際	30
	講義	地域包括ケアシステムについて	60
指定研修 認知症	講義	認知症サポーター養成講座	90
	講義	認知症の方への関わりの実際	
実践研修	講義演習	生活行為向上マネジメント	90
	講義	当事者・家族からの学び	80
	講義演習	茨城県高齢者計画、 茨城県障害福祉計画を読み解く	40
	講義	在宅医療の実際	60

4. 受講資格

以下の条件を全て満たしていること

- ・ 茨城県理学療法士会、茨城県作業療法士会、茨城県言語聴覚士会 会員
※会員(各県士会への入会予定者は参加可能)
- ・ 派遣事業制度に登録していただける方

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、受講を拒否または解約する場合があります。

- ・ 申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき
- ・ 利用の申込を承諾することが、技術上又は研修の運営上、著しい支障があると判断したとき

5.費用

無料

(交通費・食費・通信費等は別途受講者の負担とする)

6.申込方法

- 1) 専用フォーム (URL : <https://forms.gle/hd94EYAThsqvZzRt8>) または、下記 QR コードから必要事項を入力し送信してください。
- 2) 申込したメールアドレス宛に案内を送付します。
- 3) 案内メールが届かない場合は、事務局までご連絡ください。



7.申込期間

令和 7 年 7 月 7 日 (月曜日) から 8 月 10 日 (日曜日) まで

8.修了要件

下記いずれにも該当する方

- ①「3.研修内容」のすべての講義受講者
- ②派遣事業制度への登録者

9.免除

以下に該当する方は、所定の研修が免除されます。

初期研修

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
<p>・日本理学療法士協会の e-ラーニング (地域ケア会議推進リーダー・介護予防推進リーダーの両方) を受講した者</p> <p>・推進リーダー推薦書の発行を受けた者</p> <p>※2024 年に土会指定事業の参加があり、土会からの推薦基準に該当する者は申請することにより「推進リーダー推薦書」が発行されます。具体的な基準など詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。</p> <p>・介護支援専門員の資格を有する者</p>	<p>「実務経験年数が 5 年以上で下記のいずれかに該当する者」</p> <ol style="list-style-type: none">①介護保険領域で 1 年以上実務を行った者②茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者③介護支援専門員の資格を有する者。④ 3 土会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を終了した者⑤茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者	<p>「実務経験年数が 5 年以上で下記のいずれかに該当する者」</p> <ol style="list-style-type: none">①介護保険領域で 1 年以上実務を行った者。②茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者③介護支援専門員の資格を有する者。④ 3 土会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を終了した者⑤茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者

	⑥その他、会長が認めた者	⑥日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」または「介護予防推進コース」を修了者 ⑦その他、会長が認めた者
--	--------------	--

導入研修（介護予防推進リーダー）

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士 ※受講の証明となる書類を提出ください。
・日本理学療法士協会の『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度』における「介護予防推進リーダー」を受講した方		日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「介護予防推進コース」を修了者

導入研修（地域包括ケア推進リーダー）

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士 ※受講の証明となる書類を提出ください。
・日本理学療法士協会の『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度』における「地域 ケア会議推進リーダー」を受講した方		日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」を修了者

指定研修 認知症 ※受講の証明となる書類（受講証明書等）を提出ください。

理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
下記のいずれかに該当する者 ・認知症サポーター養成講座を受講している者 ・認知症キャラバンメイトを取得している者		

10. 各士会認証

(1) 日本理学療法士協会会員

本研修会の導入研修は、日本理学療法士協会の『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度』における「地域ケア会議推進リーダー」「介護予防推進リーダー」の導入研修に相当します。登録理学療法士であり、JPTA「地域ケア会議推進リーダー」「介護予防推進リーダー」の取得を希望する場合は、**茨城県理学療法士会会員向け案内**を参照してください。

(2) 茨城県言語聴覚士会会員かつ日本言語聴覚士協会会員

本研修を修了することで茨城県言語聴覚士会会員かつ日本言語聴覚士協会会員は、日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」と「介

護予防推進コース」2コースの認証を得る事が可能となります。詳しくは、茨城県言語聴覚士会 HP よりお問い合わせをお願い致します。

(3) 茨城県作業療法士会

本研修会は生涯教育制度では「基礎ポイント研修」に該当します。

各日程参加者の会員番号を茨城県作業療法士会に申請します。

11. 個人情報の管理について

受講者の登録情報および受講履歴は、事務局における個人情報保護方針に準じて取り扱うものとします。

12. 受講者情報の変更について

申込の際またはその後に届け出た内容に変更が生じた場合は、すみやかに事務局までご連絡ください。届出を怠った事により受講者が不利益を被った場合、事務局は一切その責任を負いません。

13. 修了証

8の修了要件を満たした受講者には、修了証を交付します。

14. 禁止事項・免責

<禁止事項>

受講者は、以下の行為を行わないものとします。

- (1) パスワードを不正に使用する行為。
- (2) パスワードを他者へ共有し、受講者以外が受講する行為。
- (3) コンテンツの全部または一部の修正及びコンテンツを基にした派生的制作物を作成する行為。
- (4) 事務局、ならびに研修実施協力施設、指導者（講師など）の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (5) 本研修を通じて入手したデータ、情報、文章等に関し、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版等を行う行為。
- (6) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 事務局が提供するサービスを通じて、またはサービスに関連して、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用若しくは提供する行為。
- (8) 上記各号の他、法令、本規約若しくは公序良俗に違反する行為、本研修の運営を妨害する行為、事務局並びに当時証の信用を毀損、もしくは財産を侵害する行為、または事務局並びに当事業に不利益を与える行為。
- (9) その他、事務局が不適切と認める行為。

<免責事項>

・賠償責任免責

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異等の事務局の責に帰さない理由による本研修の停止・中断により受講者その他の第三者に生じた損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

・非保証、その他の免責

事務局は、本研修で提供するコンテンツ等について細心の注意を払っていますが、これらの内容の正確性、完全性、適切性、信頼性、又は適時性について保証いたしません。また、本研修の情報を利用したことによって生じた損害について責任を負うものではありません。本研修を提供するウェブサイトおよびサーバーについて、コンピュータウイルスその他の有害なものが含まれていないこと等についても、一切保証しません。

・自己責任の原則

受講者は、自己の費用と責任において、本研修を提供するウェブサイトにアクセスするものとし、サービスの利用から生じうる損害、損失又は危険から受講者自身を守るために、必要又は得策と考える予防策を講じることについては、受講者自身の責任となります。

15. 事務局・問合せ先

一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35（茨城県保健衛生会館内）

URL： <https://www.irpa.jp/> MAIL： reha-info@irpa.jp

電話番号：029-306-7765 FAX 番号：0296-47-0208